

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(観光交流促進施設シアター映像制作業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、評価委員会を設置して行います。
- (2) 評価委員会の委員は別に定め、観光・交流部観光事業課が庶務を行います。
- (3) 評価委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者3人以内、30分間の持ち時間で提案書に基づいて説明を行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、ヒアリングの内容及び説明者に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として決定する。

4 選考評価基準

評価項目	配点
1 業務実績	
<ul style="list-style-type: none"> ○同種業務の実績など専門的な技術力 ○全国的な実績など幅広い経験 	20 点
2 提案書・ヒアリング評価	
<ul style="list-style-type: none"> ○専門技術力の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ドームシアターを最大限活用した魅力的な映像制作が期待できる ・特性把握や課題認識が的確である ・提案内容の有効性が認められる ・長岡花火の歴史、魅力を熟知している 	50 点
<ul style="list-style-type: none"> ○業務への取り組み姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の着眼点が妥当である ・積極的に取り組む姿勢が感じられる ・手順やスケジュールが妥当である 	30 点
<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーション力 <ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する応答が明快で的確である ・提案書のまとめ方が明快で的確である 	20 点
総合評価（得点の合計）	120 点